

質 疑 応 答

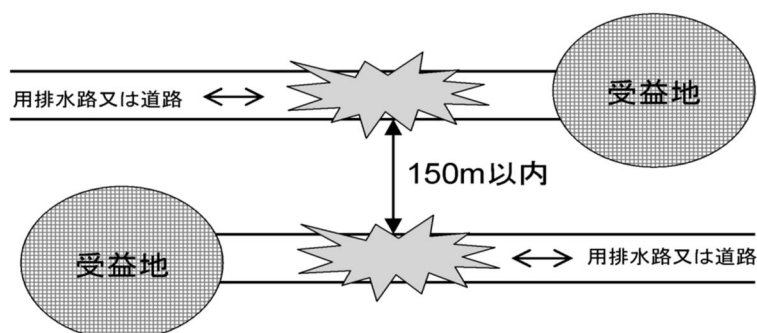
3-10 迂回路のない農道で、被災箇所が150m以上の間隔で連続している場合、用水路の場合と同様（分土工区間と同様に考えて）に分離施行が効用回復上不適当な場合に1箇所工事として申請はできないのですか。

農道の場合は、分離施行が効用回復上できますので、150m以上離れている場合は、1箇所工事として申請はできません。それぞれ40万円以上の場合には箇所ごとに申請することになります。

3-11 受益地を異にする場合について

(1) 例1のように、異なる受益地で、平行している2本の各排水路（用水路・道路）の被災箇所が150m以内の場合、1箇所工事として取扱うことはできるのですか。

例1



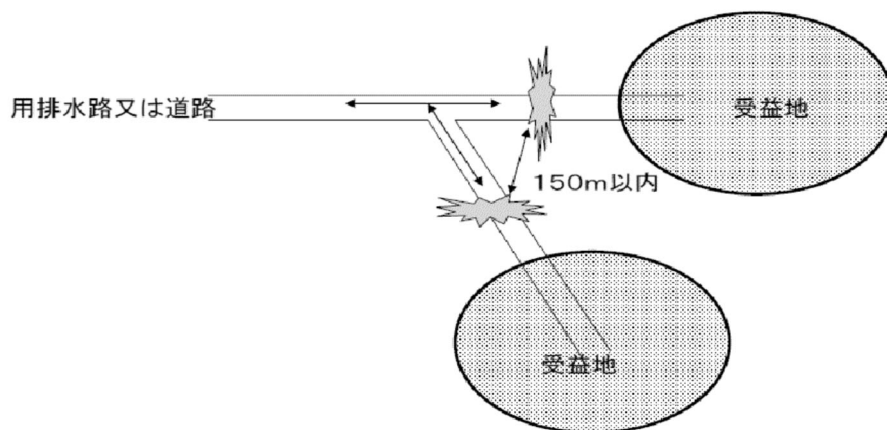
例1の場合のように、排水路ばかりでなく用水路や道路についても、受益地が異なる場合は、150m以内で隣接、平行していても1箇所工事として取扱うことはできません。

ただし、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日）の「農業用施設」を適用した都道府県において、洪水氾濫等により同一工種で150m以内の被害箇所がつながる等により1箇所の工事の規模が大幅に拡大している場合は、受益地が異なっている場合であっても工事の工期や発注単位を勘案して、1箇所工事として申請が可能となります。

質 疑 応 答

- (2) 例 2、例 3、例 4 のように、分岐しているような 2 本の各用排水路又は道路の被災箇所が 150m 以内の場合、1 箇所工事として取扱うことはできるのですか。

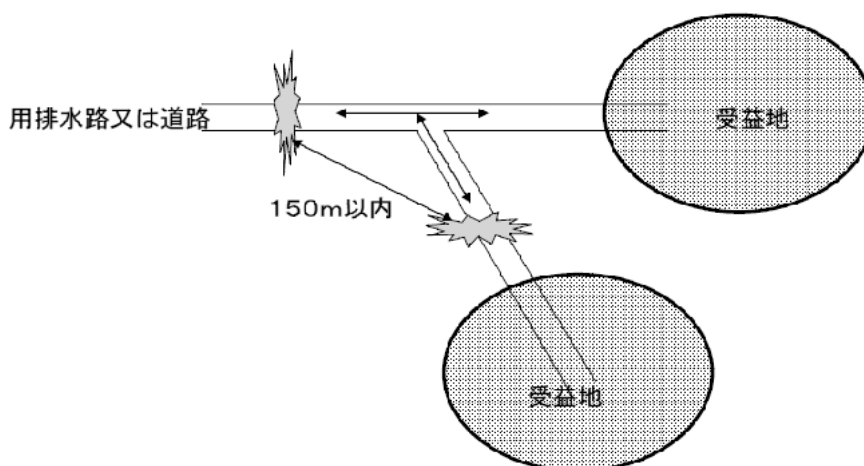
例 2



例 2 の場合のように、受益地が異なる場合は、150m 以内で隣接、平行していても 1 箇所工事として取扱うことはできません。

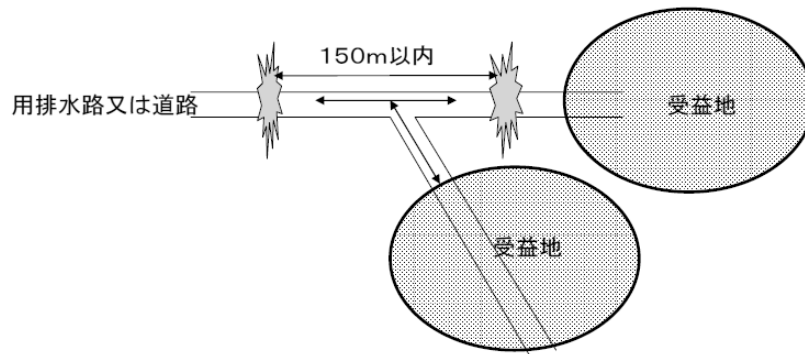
ただし、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成 29 年 2 月 1 日）の「農業用施設」を適用した都道府県において、洪水氾濫等により同一工種で 150m 以内の被害箇所がつながる等により 1 箇所の工事の規模が大幅に拡大している場合は、受益地が異なっている場合であっても工事の工期や発注単位を勘案して、1 箇所工事として申請が可能となります。

例 3



質 疑 応 答

例 4



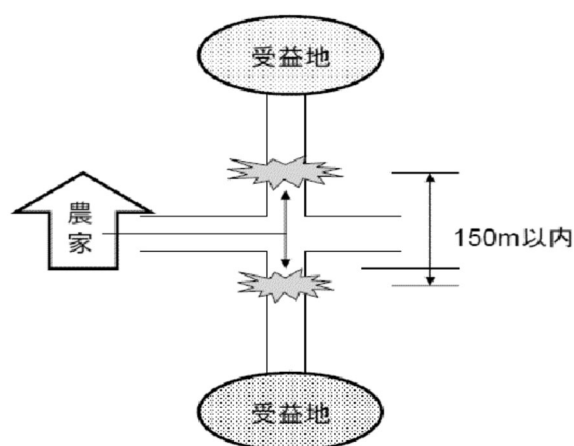
また、例 3、例 4 のような場合は、受益地が同一であるため、被災箇所が150m以内の場合は、1 箇所工事とすることができます。

質 疑 応 答

- (3) 国道、県道、市町村道の公道を介して両側にある農道が被災した場合は、1箇所工事として取扱うことはできるのですか。

次の例のように、場合によってその取扱いが変わってきます。

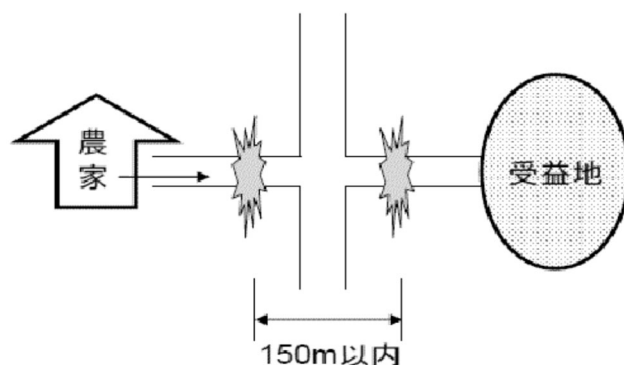
例 5



例5の場合は、被災箇所が150m以内であっても、受益地が異なる農道となりますので、1箇所工事とはなりません。

ただし、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日）の「農業用施設」を適用した都道府県において、洪水氾濫等により同一工種で150m以内の被害箇所がつながる等により1箇所の工事の規模が大幅に拡大している場合は、受益地が異なっている場合であっても工事の工期や発注単位を勘案して、1箇所工事として申請が可能となります。

例 6



例6の場合は、受益地まで、農道が1路線で被災箇所が150m以内ですので、1箇所工事となります。

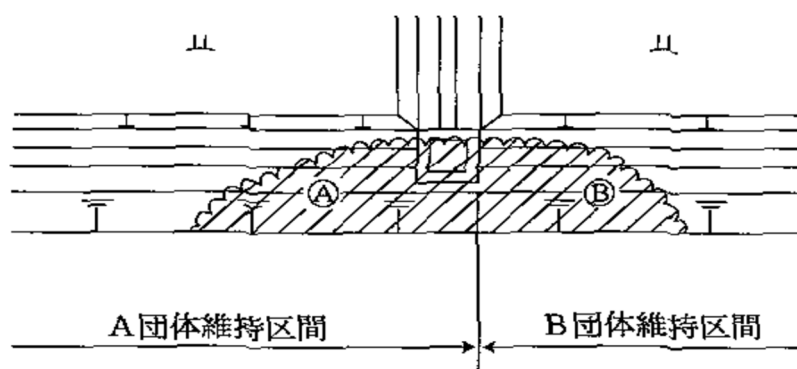
質 疑 応 答

3-12 同一河川内の頭首工が2箇所被災し、頭首工間の距離も約70m程度の場合に申請は1箇所工事とすることはできるのですか。

頭首工の場合、一般的に受益地が違うため、隣接した頭首工でも1つの施設となりませんので、それぞれの申請となります。1箇所工事となりません。

ただし、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日）の「農業用施設」を適用した都道府県において、洪水氾濫等により同一工種で150m以内の被害箇所がつながる等により1箇所の工事の規模が大幅に拡大している場合は、受益地が異なっている場合であっても工事の工期や発注単位を勘案して、1箇所工事として申請が可能となります。

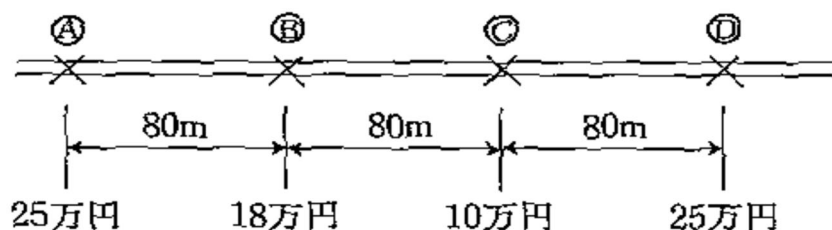
3-13 下図のように、用水路の分水工付近が被災した場合、㊤、㊦を1箇所工事として申請することはできるのですか。



㊤+㊦は分離施行困難又は不適當となりますので、1箇所工事として申請できます。

質 疑 応 答

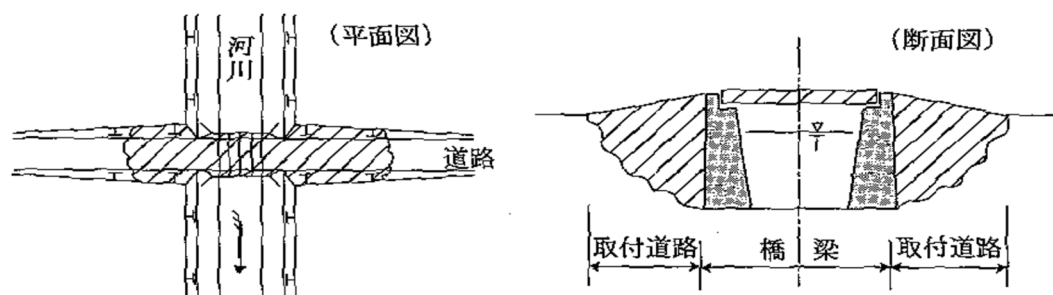
3-14 下図の例で○が自力復旧された場合に○は災害復旧事業として実施できるのですか。



工種が排水路の場合は、B～D間が150m以上となるのでDは災害復旧事業として実施できません。

しかし、工種が用水路の場合は、B～D間150m以上あっても、了解事項1-2-(2)の1つの分水区間内であれば、Dを実施することはできます。

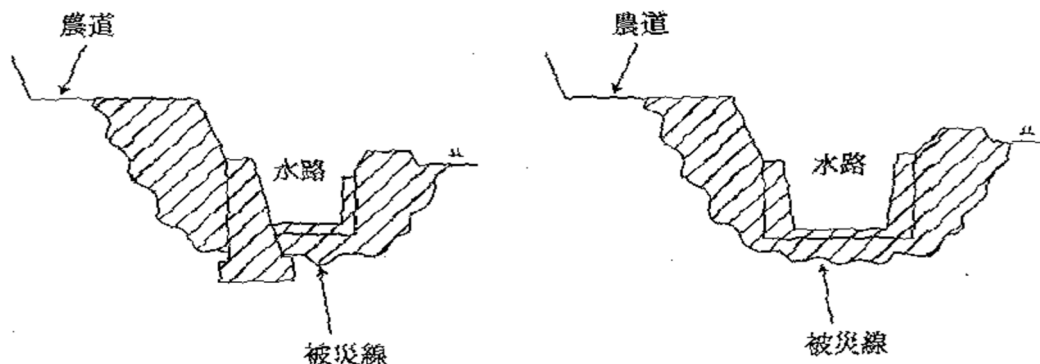
3-15 道路と橋梁が下図のように同時に被災した場合、1箇所工事の取扱いはどうするのですか。



橋梁及び取付道路を含めて、工種は「橋梁」として1箇所工事の取扱いとします。

質 疑 応 答

3-16 下図のように被災施設の分離施行が困難又は不適当な場合の申請工種（農道、水路）はどちらですか。



どちらの場合も、2以上の農業上の効用を有する農業用施設であり、兼用工作物となりますので、効用の大きい方の工種で申請します。なお、効用の大、小はそれぞれの復旧工事費の大、小を目安とします。

3-17 1つの施設で150m以内の間隔に小さい被災が連続してある場合、被災箇所の額を一定額（例えば3万円）と決めて工事費を算定することはできるのですか。

小さい被災であっても、被災状況は多種多様であることから、一定額と限定することなく、現地において被災箇所ごとに、被災状況、復旧工法を判断して工事費を算定しますが、1箇所工事に該当する場合は、それぞれを合算して工事費を算定します。

質 疑 応 答

3-18 2以上の施設（工種）にわたる工事で、当該工事を分離して施行することが困難又は不適當な場合は、1箇所工事として申請できませんが、個々の工事費の最小限度額はあるのですか。

分離施行困難又は不適當な場合のそれぞれの工事費の最小限度額はありません。それぞれの工事費が40万円未満でも、それぞれの工事費を合算して40万円以上あれば災害復旧事業として申請できます。

例えば、

農地（2万円）＋水路（39万円）＝41万円 $\geq$ 40万円

水路（5万円）＋道路（38万円）＝43万円 $\geq$ 40万円

ただし、農地と施設を合併施行する場合は、農地と施設の2箇所で申請し、水路と道路を1箇所工事とする場合は、効用の大きい工種（復旧工事費の大小を目安とする）で申請するものとし、この場合は、道路で申請します。

3-19 草地開発事業実施要領によれば、「・・・。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきでないものも、草地として管理利用上一体として取扱い得るもの（管理用機械を移動し、作業ができる場所的關係でおおむね200m以内）及び一連の基本的施設によって受益するのは1団地とみなす。」とありますが、災害復旧事業でも解釈は同じなのですか。

災害復旧事業での1団地の考え方は、現況の団地の利用形態、管理状況等により判断しますので、被災団地を造成したときの実施要領に基づく判断とは異なります。

質 疑 応 答

3－20 水管理システムの申請工種は何になるのですか。また、水管理システムの1箇所工事の取扱いで、親局を含め子局が落雷等で複数被災した場合、1箇所工事はどのように取扱うのですか。

水管理システムが被災した場合は、その管理施設を監視・制御している工種の申請とします。たとえば、ため池管理のため造成されている管理システムの場合は、ため池の工種で申請します。

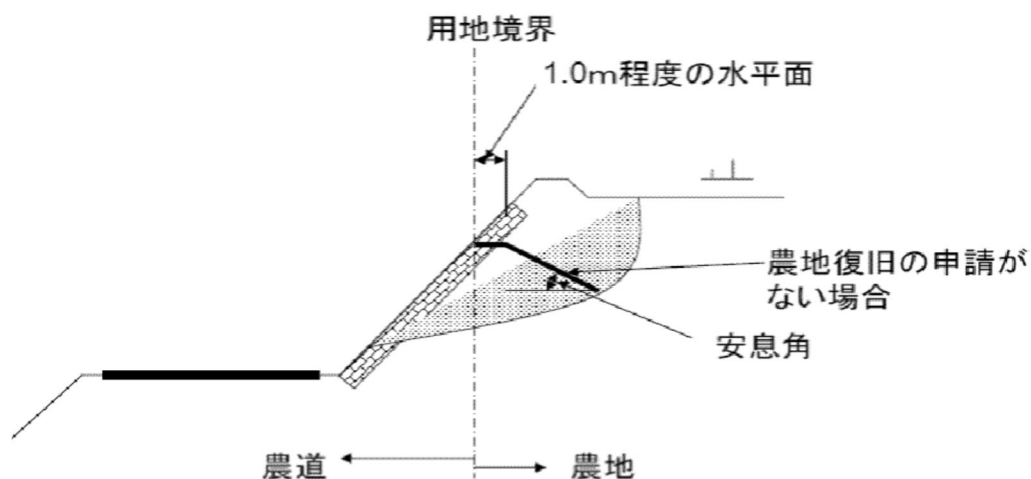
また、親局と子局は一体的に運用されていますので、子局が被災し150m以上離れている場合でも1箇所工事の取扱いとなります。水路を監視・制御する水管理システムの場合も、一体的に運用されていますので、システム全体を1箇所工事として取扱うことになります。

質 疑 応 答

3-21 農地と農業用施設の合併施行の場合、積算区分は用地境界で行うことになると思いますが、どのように区分して積算するのですか。
また、農地と農業用施設が分離困難な場合で、農地の復旧事業が申請されなかった場合はどのように区分して積算するのですか。

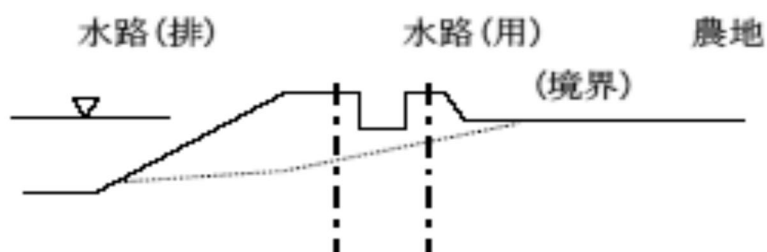
下図のように、農地の畦畔法面と農業用施設の法面の途中に用地境界（1/2工法の場合も含めて）があつて合併施行する場合の積算区分は用地境界線で数量を区分して行います。

また、農地の復旧申請がなかった場合の積算区分は、用地境界線から1.0m程度の水平面を設け、それから背面の法面が安定する安息角で計画するものとします。



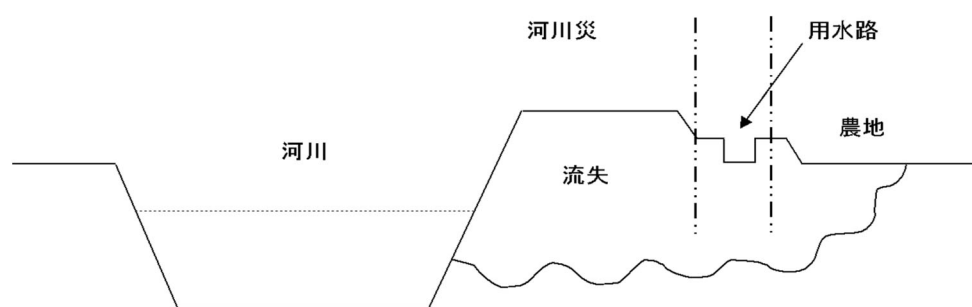
質 疑 応 答

3-22 下図のような受益の異なる排水路と用水路と農地が一体で災害を受けた場合の1箇所工事の適用及び災害復旧事業の申請はどのようにするのですか。



排水路と用水路は分離施行困難又は不適當にあたりますので、兼用工作物として、効用の大きい方の工種で申請します。また、農地についても分離施行困難又は不適當にあたりますので、合併施行とします。したがって、申請は水路と農地のそれぞれを申請して合併施行となります。

3-23 下図のように河川、用水路、農地が一体で災害を受けた場合の1箇所工事の適用及び災害復旧事業の申請はどのようにするのですか。



用水路と農地は分離施行困難又は不適當であり、農地と用水路(施設)は合併施行としてそれぞれ申請します。なお、河川災との区分は、二重採択防止協議を行い、施行位置を決定することが必要です。

質 疑 応 答

3-24 同じ工種の被災箇所が150m以内で連続している場合は、必ず1箇所工事として申請すべきなのですか。

同じ工種の被災箇所が150m以内に連続している場合、すべての被災箇所が連続する可能性もあり、現実的でない場合も考えられます。

150m以内の1箇所工事の基本的な考え方は、一つの施設として機能的に一体をなしている施設の単位としていますので、現実的でない場合は、字界、用排水受益、復旧工事の範囲等機能的にまとめられる箇所を1箇所工事とする等、そのまとめ方については、申請者の判断とします。

3-25 暫定法第2条第8項に規定する「1の施設について150mを超える間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの」に該当するのは、3-9-(8)に示す用水路の分水工区間の被災等が該当するということですが、用排水路の分水工区間の被災も該当するのですか。

査定要領第15(2)ウ(イ)は、原形に復旧することが著しく不適當な場合の排水路に係る規定ですが、用排兼用水路も含むものとされています。用排兼用水路は用水と排水の両方の機能を持つ水路で、通称「用排水路」と呼ばれている施設であり、用水路としての機能が主な用排水路の分水工区間の被災については、該当します。

質 疑 応 答

- 4－1 補助対象となる応急仮工事に使用した材料を本復旧工事に転用する場合、経済比較により是非が判定されますが、この場合（応急購入費＋撤去、補修、運搬費） $\leq$ 現場着価格での新規購入費でよいのですか。

応急仮工事で使用した材料を本復旧工事への転用をする場合は、お尋ねの方式で算定して差し支えありません。したがって、現場着の新規購入費が経済的である場合は、経済的となる方を採用します。

- 4－2 用水路、排水路の応急仮工事ではポリエチレン管、硬質ポリ塩化ビニル管、遠心力鉄筋コンクリート管等を使用するケースがありますが、積算は、全損扱い又は損料扱いどちらですか。

仮設資材として使用し、損耗率により積算する資材は、損料扱いで積算し、損料扱いできない資材は全損扱いとします。

質 疑 応 答

4－3 応急仮工事として計上する揚水機の費用範囲については、査定までに要した費用とし、査定後必要な費用の見込み額については、計画変更で処理する方法と、査定までに要した費用と査定後の見込額を合計して計上する方法がありますが、どちらの方法で申請すべきですか。

要綱第14－1－(3)により必要と認められるものについては、査定後の必要見込額も含め申請すべきです。ただし、査定時において、要綱第14－1により不確定である見込額については査定されますので、この場合は、計画変更で処理することを査定票に明記（条件付き査定）されます。

（参考）要綱第14-1-(3)

かんがい排水施設が被災し、本工事の復旧を待つときは、農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。

ただし、揚水機の運転労務費を除く。

4－4 応急仮工事の範囲は、要綱第14－1－(1)～(4)に明記していますが応急本工事の範囲に関しては明記されていません。例えば、ミカン出荷のため応急本工事として施行したモノレールは、幅員1.2m以上の道路に接続しない場合は欠格となるのですか。

要綱第14－1－(5)が応急本工事の規定となっており、応急仮工事のように具体的な工事内容は示されていませんが、本復旧工事と同様の考え方で取扱います。

設問の場合は、応急本工事であり、本復旧工事の要件に合致する必要があります。

モノレールに関しては、了解事項3－16（索道、軌道等運搬施設の取扱い）により、受益戸数が2戸以上で有効幅員1.2m以上の道路に接続し、かつ、1施設当りの延長がおおむね50m以上のものについて、農業用道路（農道）として処理できますので、有効幅員1.2m以上の道路に接続していない場合は、査定で欠格となります。

質 疑 応 答

4－5 本復旧工事を河川側へ委託して施行する場合で河川側の理由によって施行年度が遅延したため必要となる応急仮工事は、河川側の負担となるのですか。

河川側の理由で必要となった応急仮工事については、河川側の負担となります。

4－6 取水施設が被災したために応急仮工事で仮取水施設を設置後に、取水量が不足したために、取水量を増やすために掛かった仮取水施設を変更するための費用についても応急仮工事費に含めて申請することはできるのですか。

応急仮工事の工事費については、災害査定の際に申請することになりますが、要綱第15.1(3)に掲げるものを除き、一度設置した応急仮工事の施設を変更するために要した費用については、応急仮工事費に含めて申請することはできません。

したがって、最初に設置した費用については補助の対象となりますが、その施設を変更するために掛かった費用については受益者の負担となりますので、このようなことがないように、応急仮工事をする場合には十分な調査をして施行する必要があります。

4－7 査定設計書に計上する応急仮工事の費用は、実際に要した費用の額と、農林水産大臣の承認を受けた設計単価及び歩掛りにより算出した額の、いずれか小さい額となりますが、実勢単価は認められないのですか。

農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領の第2において、労務費や材料費は同意単価により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛りにより積算することができるとしています。よって、同意単価により難しい場合は、実勢を踏まえた設計単価及び歩掛りにより算出した額と実際に要した費用の額のいずれか小さい額で応急仮工事の費用を計上することができます。

質 疑 応 答

**5－1 特殊な事情があり実施を急ぐ必要のある（査定前着工等）場合、
査定設計書の積算は、実施単価で行ってもよいのですか。**

査定設計書は、災害復旧事業の復旧事業費を決めるために積算されるもので、原則として、農林水産大臣の承認を受けた単価・歩掛によるものとしています※。査定前に着工する応急工事の積算については、請負に係る積算ですので、実勢単価を使用した実施設計書になりますが、査定時には、大臣承認を受けた単価・歩掛に基づく査定設計書と応急工事のための実施設計書を比較し、経済的となる工事費を査定額として決定します。したがって、査定設計書を実施単価で積算することはできません。なお、査定設計書の新単価・新歩掛の承認までに査定を実施する必要がある場合は、前年の単価・歩掛を使用して積算することになります。

※ 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領第2において、材料費や労務費は「同意単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる」としています。

5－2 復旧工事に必要な道路補修費の計上は、県市町村道路、農道のどの範囲まで計上することができるのですか。

公道であっても、復旧工事を施工する上で必要があれば、仮設工事として道路補修費を計上することはできます。

5－3 工事に必要な運搬経路として、有料道路を利用しなければならない場合は、通行料を計上することはできるのですか。

他の方法と比較検討を行い、経済的または工期等の制約上、必要最小限度の範囲において計上することはできます。

質 疑 応 答

5-4 船舶及び機械器具費は事業主体ごとの年災別査定額に応じて、一定率で計上できないのですか。

災害復旧事業の特殊性からみて、一定率で計上することはできませんので、必要に応じて、積上げ積算により計上してください。

5-5 測量及び試験費について

(1) 測量及び試験費は計上できるのですか。

災害復旧事業は、暫定法施行令第1条の4に基づき提出された災害復旧事業（補助）計画概要書を審査して災害復旧事業費を決めて行なわれます。

したがって、申請に必要な調査、測量及び試験に要する費用は事業主体の負担となります。具体的には、①申請前の調査、測量、試験費、②工事施工に係る設計に要する費用、③実施設計に必要な測量・試験費用などが、事業主体の負担となります。

一方、要綱第8-（3）では「工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用」は認められています。具体的には、請負工事の場合の諸経费率等に含まれない項目で、復旧工事の施工に必要な、①特別な品質管理に要する土質試験費用、②現場条件が特殊で試験杭の施工など積み上げが必要な費用、③区画整理方式による復旧時の確定測量費用などが復旧工事の施工に必要な調査、測量及び試験費です。

ただし、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日）に基づき設計書に添付する図書等の簡素化を行って災害査定を実施した場合において、災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用については、災害復旧事業の対象とし、査定申請時に計上できます。また、計画変更により計上する場合は、重要変更となります。

(2) 地すべりの場合で農地保全等の査定設計書は、現地踏査及び近傍類似地区の資料などにより復旧工法を決定していますが、調査ボーリングを実施する必要はあるのですか。

質 疑 応 答

被災規模にもよりますが、査定設計書作成時は近傍類似地区の調査資料を使用して復旧工法を決定しても差し支えありません。

ただし、調査資料が不十分な場合は事業主体が調査ボーリングを実施する必要があります。

(3) ため池工事等における土取場の土質試験費は認められるのですか。

工事を施工するために、盛土材及びコア材等の土質試験等が必要な場合は、査定設計書に計上することができます。なお、災害査定時には土質試験の必要性を十分説明することが必要です。

5－6 地すべり等により農地が広範囲に被災した場合の復旧で、原形復旧する経費より換地費を含めた区画変更方式の方が安い場合は、換地費を計上することができるのですか。

災害復旧事業の目的は、被災した農地等を原形に復旧すること（効用回復を含む）ですので、復旧に伴う所有権等の調整に要する経費（換地費の費目）は認められていません。

5－7 区画変更方式による農地復旧の場合、確定測量費を計上することはできるのですか。

区画変更方式による農地復旧の場合には、面積の把握等の行為は工事実施上必要不可欠なものですから、出来形測量等に要する確定測量費を計上することは、工事の施工に必要なものと解されますので、計上することはできます。

質 疑 応 答

5－8 用地費及び補償費について

- (1) 工事の実施に必要な補償費の計上できる限度はいくらまで計上できるのですか。

工事の実施に必要な補償費は、必要最小限度の経費を計上することができますが、限度を設けるものではありません。

なお、補償の基準は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」により計上することができます。

- (2) 仮設道路として私道を使用する場合の補償金は、計上できるのですか。

損傷補償も考えられますが、一般的には補修費を計上して、原形復旧で対応するようにしています。

- (3) 代替施設工事で必要となった下流発電所の減電補償費は、用地費及び補償費として計上することはできるのですか。

必要な場合は、用地費及び補償費に計上できます。

- (4) 河川工事等の濁り水による漁業補償は計上してもよいのですか。

災害査定の際では計上することはできませんが、事業実施時において実態を十分把握の上、必要な場合は、用地費及び補償費に計上することができます。

5－9 火山噴火の降灰除去における灰捨場の用地補償費及び雨期における建設発生土受入地からの土砂流出防止の施設等は、計上することはできるのですか。

災害復旧工事に要する灰捨場の用地補償費は計上することができます。選定された建設発生土受入地からの土砂流出防止施設についても、必要に応じて計上することができますが、建設発生土受入地の選定に当たっては、

質 疑 応 答

土砂流出防止施設等（本工事によって必要が生じた付帯工事費）を含めた経済比較を行う必要があります。

5－10 うち未成（うち転属）額決定後、全体事業費に変更を生じた場合のうち未成（うち転属）額はどのように処理するのですか。

うち未成（うち転属）となった額は、その後に計画変更があった場合でも原決定額とします。ただし、計画変更承認後にうち未成（うち転属）となった場合は、その承認額をもってうち未成（うち転属）額とします。（うち未成（うち転属）は金額であり部分ではありません）

なお、後災害に係る工事の精算額は、当該工事の精算額からうち未成（うち転属）額を控除した額とします。

5－11 前災により被災した箇所が新災による増破部分として40万円以上として申請したのですが、災害査定で増破該当額（うち未成、うち転属の控除額）が40万円未満に査定された場合の処理はどのようになるのですか。

了解事項第3－7「増破等の取扱い」でいう40万円未満とは、査定減となった場合も含みますので、この場合もこの条項により前災の計画変更として処理します。この場合、査定票には失格と記入され、「了解事項第3－7により処理する」旨が付記されます。

5－12 総合単価適用工種を追加してもよいのですか。

都道府県ごとに実情を把握の上、適用工種を追加することは差し支えありません。ただし、追加する総合単価は、農林水産大臣（地方農政局長）の承認を受けなければなりません。

質 疑 応 答

5-13 総合単価に積み上げ加算する工事費はどのように処理するのですか。

総合単価使用で、特別な工事や付帯工事がある場合、これらの積み上げ工事費を総合単価に加算する時は、加算する工事費に諸経費及び消費税相当額を別途加えて一式金額で合算します。なお、合算する一式金額は、総合単価の端数処理と同様に、百円未満は切り捨て処理します。

5-14 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱について**(1) 第8第1項(1)「農村振興局長が別に定めるものとする。」とは、何を指すのですか。**

「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領」のことを指します。

(2) 直営施行に関する規定は、必要ないのではないですか。

最近の災害復旧工事のほとんどは請負施行となっていますが、自然災害による被害が甚大な地域では、宅地や道路、河川の復旧が優先され、早期の営農再開に支障を生じることが懸念されることや、公共事業のコスト縮減の観点から「農林水産省行政効率化推進計画」の一環として「農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式」を推進しています。

復旧工事の内容にもよりますが、直営施工方式が可能な場合には取組みの検討をしてください。

(3) 本工事費の算定における工種区分を示してください。

工種区分の適用に当たっては、被災内容と復旧工法を十分に勘案して決定します。また、二工種からなる工事については、その主たる工事（直接工事費、仮設費の合計額の大きい方）の工種区分を適用します。

なお、適用工種は次を参考にしてください。

5. 事業費の積算

質 疑 応 答

土地改良事業等請負工事積算基準における工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工事内容	項 目	主な被災内容	主な復旧工法
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む）工事	農地（田面、畑面、畦畔）	畦畔や法面部の崩壊 田面、畑面の被災	練積ブロックによる復旧、他にふとん簀、石積工など。 客土、基盤整形、表土扱い等
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む）工事	農 地	従前の位置に復旧することが不適当な被災	代替開墾
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事	道 路	路面、路盤、法面等の被災	原形復旧又は新設
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事			
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建入する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。	道路、水路 農地保全（地下水排水路）	道路、水路、農地保全等のトンネルの被災	原形復旧又は新設
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	水路（用水、排水）	水路本体や法面等の被災	原形復旧又は新設
		農地保全（地表水排水工）	排水路、承水路、集水路	原形復旧又は新設
		地すべり工事（抑制工）	地表水排除工	原形復旧又は新設

5. 事業費の積算

質 疑 応 答

土地改良事業等請負工事積算基準における工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工事内容	項 目	主な被災内容	主な復旧工法
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事	堤 防	干拓堤防、輪中堤防又は海岸堤防の堤防や樋門などの欠壊	原形復旧又は新設
河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。			
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	水路（用水、排水）	管水路及びボックスカルバート等の被災	原形復旧又は新設
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既製管水路の更生工法工事			
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び付帯構造物工事	水路（用水）	管網管水路及び付帯構造物等の被災	原形復旧又は新設
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）	海岸堤防	根固工、突堤工、消波工、排水工、擁壁工、法保護工の被災	原形復旧又は新設
海岸工事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事			

質疑応答

土地改良事業等請負工事積算基準における工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工事内容	項目	主な被災内容	主な復旧工法
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。	水路（用水、排水）等	水路及びボックスカルバート等の被災	原形復旧又は新設
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事。堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事。ただし、ため池附帯構造物（安全施設等）に類する工事を主体とする工事を除く。	ため池	堤体の崩壊 洪水吐、斜樋、底樋等の破壊 ため池周辺護岸の崩壊	原形復旧又は新設
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、部、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事を除く。	頭首工	堰体、取水施設等の破損流失	原形復旧又は新設
		揚水機（土木関係）	下部、基礎工の被災	原形復旧又は新設
		橋梁（上部・下部）	農道橋の被災	原形復旧又は新設
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト	農地保全（地下水排水路）	集水井、排水ボーリング	原形復旧又は新設
		農地保全（抑止工）	擁壁、杭打ち、枠工等の被災	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設（抑制工）	地下水排除工	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設（抑止工）	杭工、アンカー工、擁壁工	原形復旧又は新設

注：その他土木工事（２）の適用は、「沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、」であって、これ以外の工種には適用できないので、十分注意する必要があります。

適用工種の一例： 農地の法面ブロック積工→ほ場整備工事
農道の路肩ブロック積工→道路改良工事

質 疑 応 答

- (4) 災害復旧事業において取壊しコンクリートやアスファルト等の産業廃棄物が発生する場合に、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

取壊しコンクリート等の産業廃棄物処分場が確定している場合は、処理費用を申請時に計上することができます。なお、暫定法第2条第6項で定める1箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が40万円以上であることが必要です。また、処分場が確定している場合は、処分場までの運搬費用（処分場が未定の場合は2 km程度の運搬費用）を計上しておくことはできます。

- (5) 災害復旧事業において濁水処理対策、振動対策、騒音対策等の事業損失防止施設費が必要な場合は、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

事業損失防止施設費用については、申請時に必要性が明確な場合は計上できます。なお、暫定法第2条第6項及び7項で定める1箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が40万円以上であることが必要です。

- (6) 計画概要書等作成要領第2第1項「・・・要綱第8及び第11に定めるもののほか・・・。」とありますが、要綱第13の事務雑費を追記する必要はないのですか。

事務雑費については、要綱第13においてその内容を明示していますので再度、作成要領で明示する必要はありません。

質 疑 応 答

- (7) 共通仮設費のうち機械運搬費については、重量20t未満の建設機械等の搬入搬出に要する費用を一括率で計上しています。小規模な工事の場合、実態と合わない場合がありますが、どのように取扱うのですか。

率計上の諸経費については、工事費実態調査を行い定めているもので、積算の簡便化を図っているものです。小規模な工事で実態と大幅に違う場合は、現場条件等を勘案の上、人力施工による積算を行うなどの検討をし、対応してください。

- (8) 仮設費のうち水替日数の算定は、どのように算定すればよいのですか。

査定設計書に計上する水替日数の算定は、従来どおり標準工事日数から算定するか、各農政局が定めている標準日数で計上してください。なお、実施設計書には、工程表等から作業日数を計算し、実態に即した日数を計上してください。

- (9) 一般管理費等の算出にあたって、前払い金支出割合による補正は、査定設計書には考慮しなくてよいのですか。

査定設計書には、一般管理費等の前払い金支出割合による補正は行わないことにしています。(35%を超え40%以下とし補正係数は1.0とします)

これは、工事実施時に事業主体が判断すべきもので、査定時には考慮しないとの考え方からです。

質 疑 応 答

(10) 一般管理費等の算出に当たって、契約保証に係る補正は、査定設計書には考慮しなくてもよいのですか。

査定設計書には、一般管理費等の契約保証に係る補正は行わないことにしています。これは、工事実施時に事業主体が判断すべきもので、査定時には考慮しないとの考え方からです。

5-15 揚水機場が洪水により被災した場合、浸水したポンプ設備の復旧工事費を積算する場合に、土地改良等請負工事積算基準（施設機械）及び同運用に基づき行っていますが、この場合「設計技術費」の取扱いはどのようにするのですか

土地改良等請負工事積算基準（施設機械）及び同運用によると、「修繕工事で内容が設備の修繕の場合は設計技術費を計上する」とされており、災害復旧事業においても、ポンプ設備が水没し設備を修繕する場合、耐用年数の超過等により、機器・部品等の製造が中止され交換部品の流通がなく調達が困難であって、故障や破損状況に応じた機器・部品等を再度選定する作業を行う場合には、新たにポンプ設備の設計必要となりますので、復旧工事に設計技術費を計上することができます。

5-16 産業廃棄物の処分費について、コンクリート殻は計上できますが、流木や根株、倒木等の産業廃棄物も計上できますか。

流木や根株、倒木等の処分費についても査定時に計上できます。

ただし、それを除いても40万円以上の事業費であることが必要となります。

なお、倒木等（有価物）の持ち主が明らかな場合は、原則その者に処理を求めて頂くことが必要です。その上で持ち主が財産放棄（書面で確認）した場合のみ、災害復旧事業で実施可能です。

質 疑 応 答

6-1 岩盤線の変更は軽微な変更とならないのですか。

災害復旧事業の計画変更で、軽微な変更であるかどうかについては、施行規則第2条（災害復旧事業計画概要書等の軽微な変更）、農林水産省告示第453号（軽微な変更範囲を超える変更）及び「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて」（平成12年4月1日）に示されています。岩盤線の変更による工事費の変更額が、300万円を超え、かつ、変更前の工事費の30%（その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）を超えない場合であって、かつ岩盤線の変更によって主要構造の形質に変更を与えないものであれば、軽微な変更となります。

6-2 災害査定（総合単価使用）により40万円以上で採択された地区の工事費が実施設計で40万円未満となった場合の取扱いはどうにするのですか。

災害復旧事業として40万円以上で採択された地区が、実施組替の段階で40万円を下廻った場合は、暫定法の基準では補助対象外事業となりますので廃工としなければなりません。

このようなことをなくすため、総合単価で50万円程度以下となる箇所については、積上げ積算で40万円以上になることを申請時にチェックしておくことが必要です。

なお、実施設計で40万円以上であったものが入札の結果40万円未満となった場合はこの限りではありません。

質 疑 応 答

6－3 査定設計書を総合単価で算出していた地区で、実施設計書（積上げ積算）への組替えに伴う事業費変更の取扱いはどうになるのですか。

総合単価は、その年に承認を受けた単価、歩掛を基に、標準断面の数量を用い現場条件等を勘案し工事内容別に定めているものです。このため、実施設計で積上げ積算に組替えても一般的に農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更となる場合が大半です。

なお、積算組替えの単価及び歩掛に係る軽微な変更の範囲は、次のとおりです。

- (1) 農林水産大臣の承認を受けた設計単価のうち、労務単価の1.3倍又は資材単価の1.3倍に相当する金額以内の単価の変更
- (2) 農林水産大臣の承認を受けた歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更

しかし、積算組替えによって、農林水産省告示第453号（軽微な変更範囲を超える変更）に該当する場合には、計画変更の対象になりますので、施行規則第3条（災害復旧事業計画概要書等の変更の手続き）に基づく手続きをしなければなりません。

6－4 災害復旧事業の変更に伴う計画変更の要否の判断を行う際、入札差金の扱いはどうするのですか。

「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて」（平成12年4月1日）の別紙1〔一般事項〕のとおり、入札差金のみの変更は軽微変更とします。

質 疑 応 答

6-5 下記の例のように災害復旧事業費が変更になる場合、計画変更の取扱いはどうにするのですか。

例：工事内容 水路

決定額 8,000千円

変更工事費 10,000千円

変更増額 2,000千円（決定額の25%の変更額）

変更内容

(1) 単価、歩掛の組替えによるもの 増 1,200千円

設計書を構成する労務資材単価及び歩掛りは、
すべて当初構成単価、歩掛りの1.3倍以内

(2) 工事内容の変更によるもの 増 800千円

付帯施設の形状について一部変更

仮設工事の一部変更

変更内容及び増減額の内訳がでていますので、農林水産省告示453号（軽微な変更範囲を超える変更）、「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて」（平成12年4月1日）に基づき軽微な変更になるか、計画変更に該当するかを判断することになります。

例の場合は、農林水産省告示第453号の

1 の 変更額が300万円以内、かつ、変更前の工事費の30%（その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）以内

2 のイ、ロ 設計単価のうち労務、資材、歩掛が 1.3 倍以内

3 のイ 変更該当部分は、当該工事の主要部分以外

となっていますので、「軽微な変更」で対応することになります。

なお、1 の変更増額には、設計単価又は歩掛の変更に伴い増減する工事費の額を除きます。（ $800\text{千円} \leq 3,000\text{千円}$ 、 $800\text{千円} / 8,000\text{千円} = 10\% \leq 30\%$ 、 $800\text{千円} \leq 10,000\text{千円}$ ）

（注） 軽微な変更の取扱いのうち、単価、歩掛りに係るものについては、工事費の総額で制限したものではなく、労務単価、資材単価、あるいは歩掛りが当初の決定値の 1.3倍以内としているものです。

したがって、単価歩掛りに係るものの変更総額が1,200千円（ $= 15\% < 30\%$ ）であったとしても、労務単価、資材単価、歩掛りのどれか1つでも当初の1.3倍を超えたものがあつた場合は、これを「軽微な変更」として処理することにはなりません。

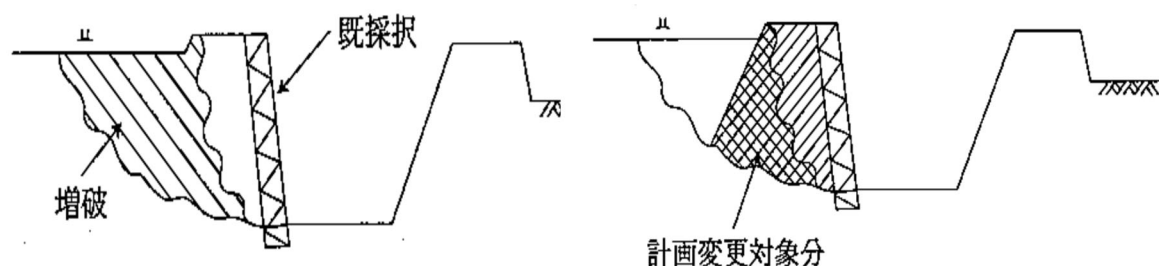
質 疑 応 答

6－6 復旧限度額を超えた農地復旧事業で非補助額を合せて工事を実施する場合、設計の変更、落札減等で全体事業費の増減がある場合、補助額はどのように取扱われるのですか。

復旧限度額は、補助の対象となる事業費の限度を定めたものですので、事業実施に当たり設計の変更、落札減等の事由で事業費の増減があっても、復旧限度額は変わるものではありません。

ただし、復旧面積が変更になった場合には、再度、復旧限度額の計算をする必要があります。

6－7 水路の護岸工が採択されている地区で、暫定法の適用を受けない災害により背後農地まで増破した場合の処理方法はどうするのですか。



被災した水路の効用回復を限度として、上図のように必要最小限の工法で計画変更により対応します。この場合の農地については、自力復旧となります。

なお、法の適用を受けない災害とは、異常な天然現象によらない災害や異常な天然現象による災害でも工事費が40万円未満の災害となります。

質 疑 応 答

6－8 代替開墾をしている地区で位置を変えるような場合、計画変更で認められるのですか。

代替開墾を行うような災害は、農地を従前の位置に復旧することが著しく不適当な場合で他に適地がある場合に行います。災害査定では、現地調査を行い、申請内容の適否を判断しています。したがって、何らかの条件または状況の変化がない場合は、むやみに位置を変更することはできません。

しかしながら、何らかの状況変化等により変更する必要がある場合は、査定要領第19(1)、了解事項第2－3に準じて計画変更することは止むを得ませんが、査定で認められた基本的事項の変更となりますので、都道府県、農政局及び財務局と十分な協議が必要となります。また、面積10ha以上の農地を代替開墾する場合は、事前に本省との協議が必要となります。

6－9 「計画変更の取扱いについて」(昭和50年8月21日)で査定後の状況変化等により事業費が大きく変わる場合には、事前に財務局監査官と協議する等適切な処置を講ずるよう指導されていますが、なぜ行う必要があるのですか。また、協議する範囲を示してください。

災害査定は原則として現地において、被災事実、現地の状況等を確認し、法令等の適用の可否、復旧工法の適否等を審査し、申請内容の適否を判断しているものです。したがって、査定で認められた基本的事項を変更しようとするときは、現地査定と同様に農政局及び財務局と協議し、変更することとしているもので、残事業費調査や予算措置等を円滑に行うために必要となっています。また、協議の範囲については、①状況の変化等により事業費が大きく変動する場合、②基本的事項の変更となっています。詳しくは、「計画変更の取扱いについての一部改正について」(令和3年12月10日)等を参照してください。

質 疑 応 答

6－10 原形復旧で採択した農道橋が、事業実施前に受益地内の農道法線の変更（農地の災害復旧事業の区画変更に伴う法線の変更）に伴い、被災した農道橋の位置、橋長、拡幅の問題が生じた場合に、計画変更で対応することはできるのですか。

農道橋の復旧工事は法線の変更位置に原形復旧することになりますが、橋長、拡幅は原形復旧となりませんので、原形復旧規模、事業費を限度として災害優先支出で処理することが一般的です。

なお、計画変更協議において、農道橋の復旧の必要性と位置の変更理由等を明確にする必要があります。

また、橋長、拡幅部分については、関連事業にも該当しませんので、単独事業となります。

6－11 「資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の追加」、「小運搬工の追加」又は「仮設工の追加」については、軽微な変更とはならないのですか。

「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて」別紙1において、計画変更における軽微な変更の要件を定めており、（4）の「ウ 資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の変更に伴う運搬費用又は投棄料の変更」、「エ 小運搬距離又は運搬方法の変更」又は「キ 仮設工の変更」と記載されています。「変更」には「追加」という概念が含まれていますので、変更に係る金額が重要変更の要件に該当しない場合は、軽微な変更として処理が可能です。

質 疑 応 答

6-12 水路等の査定において、埋塞等により被災の事実が確認出来なかったため、不可視による条件付き査定としたが、実施時に被災が確認された場合、事業費の変更に係る金額が重要変更の要件に該当しない場合は、軽微な変更で処理できますか。

条件付き査定の場合は、その内容による計画変更であれば、財務局(立会官)側も確認する必要があるため、重要変更となります。

6-13 水路等において、本災の査定後に暫定法第2条第5の「異常な天然現象」の要件に達しない災害事象(例:最大雨量80mm/日、連続雨量20mm未満の降雨が原因)により斜面崩壊が発生して施設が増被した場合、前災の軽微な変更として処理できますか。

法の適用を受けない程度の増破(失格)であれば前災の計画変更として処理します。「欠格」(要領第7)となる増破については、法令等に照らして資格を欠くものであるため、当然ながら災害復旧事業として認められませんが、前災の災害復旧事業で施行する構造物の安定に不可欠な部分に限っては、前災の計画変更として処理します。

この前災の計画変更として処理する場合において、増被に伴い増加する工事費の額が300万円以内でかつ変更前工事費の30%(その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)を超えない場合であって、水路の復旧延長が増被前の2割以内かつ15m以内である場合など、重要変更に該当しないものは軽微な変更として処理することができます。

また、災害事象が「異常な天然現象」に該当していても、申請額が40万円に満たない場合など、法の適用を受けない程度の増破であれば、同様の処理となります。

質 疑 応 答

7-1 土地改良事業（直轄及び補助事業）、構造改善事業等で新しく造成された施設に係る1年以内の災害の取扱いは、原形復旧でなければならないのですか。

土水路については、「土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて」（昭和43年11月13日）によりますが、その他の造成施設（農地を含む）は、通常の災害復旧事業と同様な取扱いとなります。

（参考）

「土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて」（昭和43年11月13日）抜粋

土地改良事業、構造改善事業等により新設または改修された土水路（用水路、排水路）が竣工後（部分竣工を含む。）一年以内に当該水路の設計流量以下の流量で被災した場合は欠格とする。

ただし、降雨、地すべり、地震等による法崩壊、山林等の土砂崩壊等に起因する場合はこの限りでない。

質 疑 応 答

7-2 要綱第2-4の()書きの部分検査の取扱いはどうになるのですか。

要綱第2-4（災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害）の()書きの「部分検査」とは、部分的にしゅん工して検査を終わっているものを指します。したがって、査定要領第3-(2)及び了解事項第3-5-(2)で規定されているように農業用施設としての機能が発揮されていなければなりません。

このため、部分払の対象となった施設が、施設としての機能が発揮していないような部分検査対象物は要綱第2-4の対象とはなりません。

なお、工事が完了し既に機能を発揮している施設が工事検査までの間に災害によって被災した場合は、書類、写真等で出来高等が確認できる場合は災害復旧事業の対象となります。

(参考)

要綱第2-4

法第5条第5号に規定する「災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん工検査（部分検査を含む。以下同じ。）の完了の日（しゅん工検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日。）までの間に生じた災害をいう。

査定要領第3-(2)

他の事業により一部がしゅん工した施設に発生した災害については、当該施設が農業用施設としての機能を発揮している場合には、災害復旧事業として採択することができる。

了解事項第3-5-(2)

他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い

ア 災害復旧事業として採択できるのは、しゅん工部分についてしゅん工検査を完了しているものに限る。

イ 1期工事及び2期工事又は1号工事及び2号工事等の工事期別等が区分されているものについては、各期別の予定工事が完了している場合は当該完了工事を限度として採択する。

質 疑 応 答

7-3 他事業計画区域内の災害については、了解事項第3-5において詳細な取扱いが規定されていますが、同規定(1)のウ(例-5)とエ(例-6)の適用は被災程度(範囲)によるのですか。

被災の程度によります。

ウ(例-5)では、A区間のように被災法面が他事業計画線より外側にありますので、他事業計画に合わせ行うことができます。

エ(例-6)では、B区間のように他事業計画線より内側にありますので、暫定工法での復旧となります。

(参考)

了解事項第3-5

要領第3に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

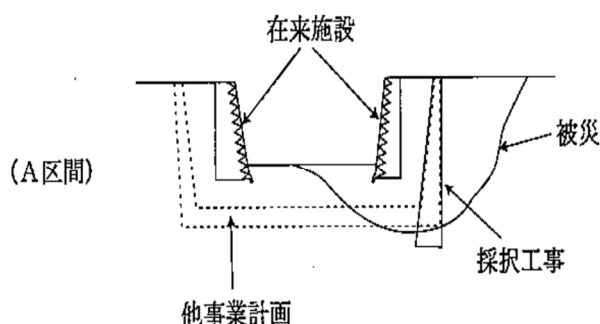
(1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア～イ 省略

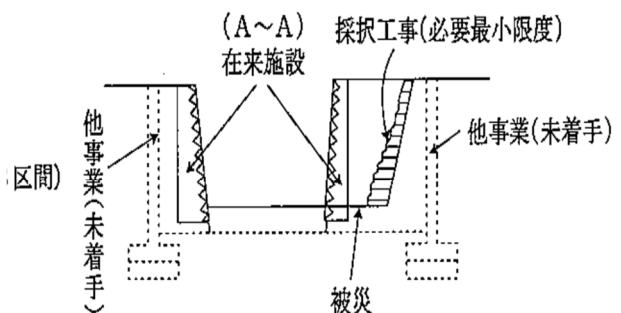
ウ 在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し、将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は、災害復旧事業として採択することができる。(例-5)

エ 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならない場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。(例-6)

例-5



例-6



質 疑 応 答

7－4 暫定工法で採択された箇所について、1～2年復旧工事を遅らせたために、他の事業と同一時期に施行することとなったような場合には、実質的に災害工事は不要となっても、他事業との合併施行ということで災害復旧事業費を支出することができるのですか。

暫定工法での採択は、他事業で行う改良工事が実施されるまでの間、施設の機能を回復すべき最小限度の工法で実施するものです。したがって、暫定工法での復旧工事が遅れるということはあってはならないことです。

また、このような暫定工法の災害復旧工事を他事業で行う改良工事と合併施行することは不適當ですので、廃工とすべきです。なお、このような事態が発生しないよう、暫定工法の工事といえども他事業計画と十分に協議調整して進めることが必要です。

7－5 査定後、災害箇所を含む他事業が計画され、復旧計画に変更が生ずる場合、災害単独復旧工事としての事業費を優先支出してもよいのですか。

災害復旧事業費を優先支出することはできますが、この場合、査定時の基本的な考え方に変更があってははいけません。特に施設機能が減少するような工法等に変更することは、災害復旧事業の是非が問われることになります。

また、合併事業施行中に全体事業費が増額となった場合は、優先支出の原則に基づき変更後全体事業費から当初査定事業費を差引いた額を他事業の持分とし、減額となった場合は、当初の持分比率によって減額するなどの措置が必要になります。

質 疑 応 答

7－6 他事業（構造改善事業、自然休養村事業等）により完了又は施行中の観光農園（貸農園、菜園、いも掘り、いちご園等）の農地又はため池の多目的利用施設（レジャー用水上ゴルフ、釣堀等）への道路は災害復旧事業として申請できるのですか。

農地が暫定法第2条及び了解事項第1－1「農地の解釈」に該当する土地であって、その農地やため池へ行くための農道で、農地の利用又は施設の管理上必要な公共的施設であれば、農道として申請することはできますが、その農道の性格を十分検討する必要があります。

7－7 農地再編を行う事業等で例えば3ヶ年計画で、1年目は農道、2～3年目は農地造成と計画しているなかで、1年目の農道完成後に農道が災害を受けた場合に、農道の災害復旧事業として申請することはできるのですか。

農道が完成していても農道としての効用を発揮していないものは申請できません。この場合は、造成された農道には暫定法第2条でいう農地（受益地）がなく、農道が完成していても、農道としての効用が発揮されていないので災害復旧事業として申請することはできません。

質 疑 応 答

7－8 一時利用地指定済の農地被害は申請できるのですか。また一時利用地指定手続き中の場合はどうなるのですか。

一時利用地指定済や指定手続き中のものであっても、現に営農をしている場合に農地が被災を受けた場合は、農地の災害復旧事業として申請することはできます。

7－9 河岸又は低水護岸が被災した場合は河川災害と考えられますが、河川区域内に農地があって、河川災害として申請されなかった場合は農林災害として申請することはできるのですか。

一般的に、河川区域内の農地であっても河川管理者の許可を得て耕作している農地は、災害復旧事業の対象となります。河岸又は低水護岸は、その効用上、農地又は農業用施設と河川護岸と兼用していると考えられますので、治水上必要な限度までは河川工事とし、その他は農林災害として申請することはできますので、災害復旧事業の範囲について、河川管理者と調整する必要があります。

7－10 頭首工の下流側護岸長は、復旧工法によると「下流エプロンの下流端から15mまで又は護床工の下流端から5mまでのうち、いずれか長い地点まで以上」とありますが、二重採択防止に関する覚書では「水叩先端から15mまで」としていますが、どちらを優先して検討すればよいのですか。

構造上必要な場合は、復旧工法に示す範囲とします。

質疑応答

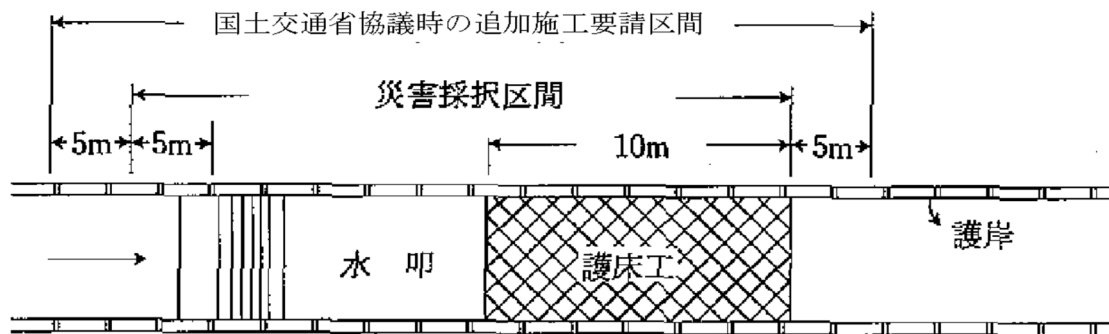
7-11 「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」(昭和30年7月23日)等においては、河川の引堤に伴う井堰等の継足しの施設が被災している場合、それぞれ河川管理者と施設管理者の管理範囲の工事となっていますが、治水上必要となる継足しは申請しないこととなっています。その場合の区分はどのようにすればよいのでしょうか。また、堤防の嵩上げに伴う袖護岸の嵩上げは、河川改修計画が確定している場合には申請してもよいのですか。

河川と井堰等の農業用施設が同時に被災し、河川側は河川災害復旧事業(本災)で引堤して復旧する場合、井堰等の農業用施設の復旧時に必要な継足しは農業用施設として申請します。ただし、治水関連、助成事業等(河川の災害復旧事業以外の事業)治水計画に伴う断面変更等に起因する継足しは、河川側の付帯工事となります。また、治水等の河川改修計画に合わせた袖護岸の嵩上げは、上記の断面変更と同じく原則として農林災害では認められません。

質 疑 応 答

7-12 河川改修計画のない河川にある頭首工が被災を受け、下図のように査定された。

査定後、河川管理者に河川法第24、26条の申請をしたところ、下図のように被災されていない上下流それぞれ5mが脆弱ということで、河川管理施設等構造令施行規則第22条に基づき、追加施工することを許可条件とされたが、このような場合、どのように対応したらよいのですか。



河川護岸の施行は、原則河川管理者が行うべきものであり、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」（昭和30年7月23日）における用水取入堰と河川護岸の復旧区分は、農業側で復旧できる範囲を原則的に示したものです。

したがって、被災事実のない構造物は復旧できませんので、河川管理者に対して、災害復旧事業であることを十分に説明し、適切な措置を講ずることとなります。

なお、「河川管理施設等構造令に関する覚書」（昭和51年7月15日）にあるように、災害復旧事業は、新たに施設を設ける場合を除き、河川管理施設構造令の適用除外となっており、原形復旧不可能並びに原形復旧が著しく困難又は不適当な場合に改築する場合も適用除外となっています。

（注）追加施工を要請している区間（上下流5m）は、現在、天然護岸（土羽工）で被災の事実はない。

質 疑 応 答

7-13 頭首工等の災害復旧事業の実施には、河川法第26条（工作物の設置）の申請が必要となりますが、事業主体が、河川法第26条の申請の際、河川管理者から第23条（流水占用）も同時申請するよう要求される場合がありますが、どのように対応したらよいのですか。

災害復旧事業は、原形復旧、効用回復を原則としており、復旧計画においては、特殊な場合を除き取水量の変更はできません。

したがって、河川法第23条の手続きまでは必要ないものと思われます。

なお、慣行水利権の場合は、水利権として権利があることになりますので、申請する必要はありません。

質 疑 応 答

7-14 下記の場合、河川管理施設等構造令にいう「改築」とみなされるのですか。

(1) 頭首工（全面流失）

堤長も堰高も変わらないが、堰の形（エプロン等の長さ、厚さ）が変更した場合。

(2) 橋 梁

スパン及びクリアランスとも変らない木橋をコンクリート橋に変える場合。

(1)、(2)とも構造令の適用は受けません。

災害復旧事業は、「河川管理施設等構造令に関する覚書」（昭和51年7月15日）にあるように、新たに施設を設ける場合を除き、河川管理施設構造令の適用除外となっており、原形復旧不可能、著しく困難若しくは不適當な場合に改築する場合もこれにあたります。

ただし災害復旧により新たに施設を設ける場合には構造令に基づき実施することになります。

新たに施設を設ける場合とは、「水路、農道等の農業用施設の被災が大で、迂回路またはショートカットにより原形と異なる橋梁等の施設を新たに造成する必要が生じた場合」等です。

なお、木橋を永久橋で申請することや天然護岸をブロック積護岸にすることは「改築」の一形態であり、新たに施設を設けることではありません。

しかし、どの場合においても災害復旧事業として申請できる範囲内において、同構造令の技術的基準を参照し現地に適応した工法を計画することまで妨げるものではありません。

質 疑 応 答

7－15 河川区域内の頭首工の復旧を行う場合の災害関連事業は、河川管理施設等構造令第74条（適用除外）を適用されるのですか。また、河川管理施設等構造令に基づく復旧工法を示してほしい。

災害関連事業については、構造令第74条及び附則第2項の「災害復旧」には該当しませんので、構造令が適用されます。（「河川管理施設等構造令に関する覚書」（昭和51年7月15日））

ただし、部分的な補強・改良についてはこの限りではありません。また、構造令に基づく工法については、災害復旧の復旧工法を参考に構造令で定める基本的事項を遵守し、現地に適応した工法で計画することになりますので、一概に復旧工法を示すことはできません。

7－16 河川内工作物の災害査定に当たりその施設が改築に該当する場合、護岸の延長については「河川管理施設等構造令」に基づいて申請してもよいのですか。

災害復旧事業の河川内工作物の「改築」は、河川管理施設等構造令の適用除外になります。護岸の延長部分については、新たに新設する場合は、河川管理施設等構造令に基づく必要がありますが、従前の護岸施設の改築にあたる延長であれば、構造令に基づく必要はありません。

質 疑 応 答

7-17 直轄河川に係る農業用施設の災害復旧工事を委託する場合、受託費の中に指導監督事務費等を計上していますが、この場合、暫定法の工事雑費、事務雑費の所定率だけで処理することができませんので、別途委託諸雑費を計上することはできますか。

災害復旧事業は暫定法の諸規定の範囲で運用しますので、委託諸雑費を計上することはできません。

7-18 河川災害と農業用施設災害との取扱いについて

(1) 被災河川の復旧法線が未決定のため、協議書の計画法線により採択された橋梁がその後河川災害の本災、関連助成事業の計画変更により河川幅が広がったため、延長増となった場合には計画変更で対応することが出来ますか。

河川側との協議によって計画法線を決定し査定を受けて採択された後、河川災害（本災）の変更に伴う河川幅拡大によって橋長が長くなるものについては、計画変更で対応することになります。

しかし、本事例の場合のように、河川災害（本災）と関連助成事業の計画変更に伴って河川幅が拡大されたものについては、河川側の変更内容を十分検討し協議する必要があります。もし、延長増分が関連事業に起因して変更している場合は計画変更では対応できません。この場合は、原因が河川側に起因することになりますので、河川側の補償工事での対応になると考えられます。

質 疑 応 答

- (2) 河川の氾濫により河川護岸とともに農地が被災した場合、河川護岸の復旧を待たなければ農地復旧が出来ない場合の対応について、「河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて」（昭和43年4月）に基づき、護岸の復旧と施工時期を調整することとなっていますが、河川護岸の復旧を優先すると、農地復旧は3年目以降となる場合に、河川側との仮設護岸協議が不調の場合、計画変更で必要最小限の暫定工事をすることはできるのですか。

河川災害と農地農業用施設災害の調整については、「河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて」（昭和43年4月）に基づき行うことにしていますが、河川護岸の仮設護岸協議が不調となり、農地復旧に相当の期間を要する場合は、計画変更もやむを得ないと考えられます。

質 疑 応 答

8－1 査定立会制度の根拠及びその執務内容はどのようなものですか。

立会制度は、昭和26年のルース台風による災害復旧事業の査定に際し、「ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定」（昭和26年10月16日閣議決定）を受けて創設され、今日に至っています。この制度は、できるだけ早期に現地に即応した適切な復旧方法と事業規模を決定し、その予算措置が図られるようにしているものです。

この立会制度については、負担法に関しては、公共土木施設災害復旧事業費検査要綱、負担法第7条の規定に基づく検査の立会に関する事務処理要領がありますが、暫定法に関しては、それらに準じた措置が取られています。

なお、立会官の執務内容については、財務省主計局の「災害立会執務要綱」に準じて行われています。

8－2 申請額が500万円以上であっても、写真、設計図書等により被災の事実、被災の程度等が確認できる場合は、机上査定を行うことはできるのですか。

査定要領第10のとおり申請額が500万円以上であっても、遠隔地で査定スケジュール等を勘案してやむを得ない場合は、机上査定を行うことができます。

また、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日）に基づいて机上査定上限額の引上げを適用した都道府県においては、40万円以上の被災箇所数のおおむね9割以下となる申請予定箇所について机上査定を行うことができます。さらに同方針に基づき設計書に添付する図書等の簡素化を行うことができます。

質 疑 応 答

8－3 被害額について

(1) 確定報告後の被害額の増減は認められるのですか。

原則として認められません。

(2) 被害額を上回る申請は認められますか。

原則として認められません。なお、被害額は、①激甚災害指定の基礎、②査定の実施計画、③当該年度の復旧予算所要額の推定等の資料になるものですので正確を期す必要があります。

(3) 要綱様式第2（地区別一覧表）において、被害額は箇所毎に記入することになっていますが、小災害と同様に市町村単位で記入することはできないのですか。

被害報告は、被害箇所ごとの積上げによってなされますが、これを基に災害復旧事業の申請をします。したがって、市町村単位での記入とすることはできません。

8－4 査定票の記入について

(1) 畦畔の延長は土羽のみの復旧部分を含むのですか。

含みます。ただし、営農場の理由などにより農地内に設置した、いわゆる内畦畔は、災害復旧事業の対象としますが、査定票に記入する畦畔延長から除きます。

質 疑 応 答

(2) 復旧限度額を超えた分を非補助額〇〇千円と記入する必要はないのですか。

申請者が記入する必要はありません。

農地の査定額が復旧限度額を超えた場合、査定票に朱入れをする際、査定内容欄には「限度額査定とする」旨を明示し、次の事項が記入されます。

・限度額査定とする。

全体事業費 〇〇〇千円

全体事業費（工事雑費、事務雑費除く） 〇〇〇千円

復旧限度額 〇〇〇千円

非補助額 〇〇〇千円

注）全体事業費（工事雑費、事務雑費除く）が復旧限度額を上回った場合を限度額査定とする。

非補助額は全体事業費（工事雑費、事務雑費含む）から復旧限度額を差し引いた額とする。

(3) 農地に農業用施設を含める場合の工種及び事業量の記入方法はどのようにするのですか。

了解事項 1－6（2）により、農地に農業用施設を含める場合には、対象農地の種別により、工種は田又は畑とします。また、事業量については、受益面積を記入します。

(4) 牧道が数箇所にとわたって被災した場合、査定票及び箇所別調書の面積の記入方法はどのようにするのですか。

箇所番号は連番とし、査定票にはそれぞれ対象面積を記入します。

箇所別調書は、最初の箇所に全体の対象面積を記入し、2箇所目以降の箇所の面積は（ ）書きとします。

質 疑 応 答

8－5 査定要領第13(7)、第14(1)オ、第15(2)ケの「その他前各号に掲げるものに類する工事」に基づく申請の場合、すべて保留扱いとするのが財務局の方針と聞いていますが、どのように対応したらよいのですか。

本条項は、要領第13(1)から(6)等に掲げる工種の工事事例のほか、同様な事由による復旧工種について規定したもので、すべての工種を個別かつ具体的に示すことができないために設けている条項です。

この条項自体は申請条項ですので、査定要領第18の保留事項に該当するものではありませんが、この条項を用いる場合は、十分に説明できるようにしておく必要があります。

8－6 査定で査定設計書を分冊、合冊される時がありますが、どのような場合に行うのですか。

分冊とは1箇所申請箇所を2箇所以上に分けて採択する場合で、合冊とは2箇所以上の申請箇所を合併して1箇所にまとめて採択する場合があります。

例えば、分冊は、農地の被災で150m以上離れている農地の被災箇所を1箇所工事として申請していた場合に、2箇所以上として分割して採択する場合のことです。逆に合冊は、被災箇所が150m以内にあるにも係わらず別々に申請されていた場合に、1箇所にまとめて採択する場合のことです。

質 疑 応 答

8－7 デジタルカメラで撮影した写真を査定設計書に使用する場合、どのような点に留意したらよいのですか。

現地で確認した起終点等が画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することができます。また、崩壊地の危険箇所等において、ポールの設置、リボンテープによる計測が困難な場合は、UAVによる写真撮影などの活用を検討し、危険回避に努める必要があります。（詳細については「査定設計書添付写真の作成について」（平成25年9月19日）、「写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について」（平成26年5月12日）及び「査定設計書の添付図面及び写真の作成について」（令和3年4月26日）を参照してください。）

なお、写真データ（被写体）の縦・横の比率を変更することは認めていませんが、ポールやテープ等が写真に写り、寸法の確認が出来る場合は問題ありません。また、画像が不明瞭な場合は、必要に応じて補足する写真を添付してください。

8－8 揚水機や電気施設の被災において、第三者機関の証明書が必要となりますが、どのような機関が第三者機関と考えられますか。

第三者機関とは、基本的に、ポンプメーカー、電気設備メーカー、県土地改良団体連合会、電気保安協会等で専門性を有し客観性が保たれるところです。

質 疑 応 答

8－9 農業用施設の「被災前の維持管理状況資料の整理」については、農家個人が管理している部分もあることから、事前の維持管理状況資料（写真・維持管理記録簿）等の作成は困難である場合があり、個人から聞き取りを行い、維持管理状況資料を作成していますが、この方法でよいのですか。

災害査定時の維持管理状況の説明は、農業用施設の管理形態が複雑なこともあり、管理主体の実情に合わせて行うことになります。

その説明は、日常の維持管理の実態が分かるような資料（施設点検台帳、運転日誌、共同役務実施記録、定期補修記録等及び写真等）を基に申請者が行うこととしていますので、常日頃から維持管理状況を記録しておくことが必要です。

なお、災害復旧事業の採択にあたっては、この維持管理状況の内容を含めて適否を判断することとしています。

8－10 水路等の査定において、土砂埋塞していたため被災の事実を確認出来ない場合には、どのような申請の仕方をすればよいですか。

被災施設及び付帯工等が土砂の埋塞等により、査定までに被災の事実が確認できない場合（以下「不可視」という。）については、申請時に事業主体より災害査定官と立会官に対し、「不可視による未申請であり、申請時の事業量及び事業費に不可視部分を含めないものとし、図面には不可視部分の範囲を含めて図示する」旨を説明し、災害査定官は査定票の査定内容欄に条件付き査定として、「実施時に被災状況を確認し、必要に応じて計画変更により対応する」旨を記載するものとします。

この場合、査定後の金額が採択要件の40万円を上回らなければ欠格となりますので、確認の上申請してください。

（参照）農地農業用施設災害復旧事業査定要領及びその解説第10（査定）